

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

(注1) もともとデンマークは北欧の大国であったが（ノルウェーは1815年まで400年以上にわたりデンマークの支配下であった）、周辺国との戦争に敗れる等して領土を縮小し、現在の版図となっている。同国は、19世紀には必ずしも豊かな国ではなかったが、プロイセンとの戦争に敗れて南部の比較的肥沃な土地であるシュレスヴィヒ＝ホルシュタインを失ってから、グルトヴィヒ（19世紀後半のデンマークの農業指導者。協同組合組織による農業の近代化と国民教育の発展に尽力し、今日のデンマークの豊かさは彼の指導によるところが大きいと指摘する者もある）の指導等もあり、酪農を中心とした国づくりを進める一方、精密機械（測定機器等）、医薬品（インシュリン等）、建材、造船等の分野の工業の振興や海運業により富を拡大した。

これと並行して社会保障制度の整備も進められた。その背景には、1870年にプロイセンの主導によって統一されたドイツ第二帝国において高まる労働運動に対応するためにビスマルクが社会保険制度を整備したことに対抗する意味もあったといわれる。その際ドイツは産業革命が進んでいたため労働者中心の社会保険制度を発達させたが、デンマークではまだ農業人口が多かったため、徴収技術上の問題等から、税を財源とする福祉の整備が進められた。

(注2) 現在のEUの枠組みを決めたマーストリヒト条約批准の国民投票が一度僅差で否決され（1992年）、各国に衝撃を与えたのも、EUに政策決定の主導権が移ることによってこうした高福祉社会が維持できなくなることに對するデンマーク国民の危惧があったからであるとも言われている。なお、同条約の批准については、再び国民投票が行われて辛くも国民の承認が得られた（1993年）。また、ユーロへの参加についても国民投票で否決されている（2000年。ただし、クローネは既にユーロとの間で為替レートが固定されている）。

(注3) 社会サービス法により、市民のニーズに対応して、次の3種類の福祉サービスによる対応が行われることとされた。

?全ての国内に滞在する者に対する無料の助言（社会問題の予防、現在の問題に係る支援及び長期的な視点に立つ問題の自主解決のための支援）

?一般的支援を要する者に対する広範なサービスの提供（自立の可能性の助長、日常生活を容易ならしめること及び生活の質の改善）

?心身の機能が著しく低下した者、疾病等により日常生活に著しい困難のある者、薬物及びアルコール中毒者等、特別な支援を必要とする者に対するサービスの提供

参考文献

労働省国際労働課海外労働情報室「海外労働情報月報1999年12・2000年1・2月号」

大阪外国語大学デンマーク語・スウェーデン語研究室編「スウェーデン・デンマーク福祉用語小辞典」（早稲田大学出版部）

仲村優一等編「世界の社会福祉?デンマーク・ノルウェー」（旬報社）

仲村優一等編「世界の社会福祉年鑑2001年版、2002年版」（旬報社）

日本貿易振興会「通商弘報」（2002年10月16日号）

International Social Security Association “Social Security Programs throughout the World ; Europe 2002”

European Industrial Relations Observatory On-line ホームページ

デンマーク労働省資料

コペンハーゲン市役所資料

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

1 概要

デンマークはスウェーデンと並び、世界でも有数の高福祉・高負担国家と考えられている。その歴史は19世紀初頭に始まるが、福祉国家の基礎となる社会保障・社会福祉制度の整備は19世紀後半から行われ（注1）、1929年の大恐慌後に現行制度の大枠が完成した。この結果、現在では国際的にも最も高い水準の福祉サービスを誇る国の一つとなっている（注2）。

高福祉施策は、重い国民負担によって支えられている。所得税率は国税・地方税を併せて平均で約50%、付加価値税（我が国の消費税に相当）の税率は25%、国民負担率（対GDP比）は約74%となっている。

この高福祉社会では1973年の石油ショック以後経済が悪化、失業率が高水準で推移するなど厳しい雇用失業情勢が続き、社会保障についても、給付の削減（失業給付限度額の凍結、疾病給付の給付期間の短縮）や負担の増加（医薬品の自己負担増等）等の改革が実施された。

また、高福祉が勤労意欲を失わせているとの認識もあり、1994年に失業保険制度の受給期間の見直しや長期失業者への職業訓練、教育訓練の改善などの積極的な労働市場政策が実施され、高水準で推移していた失業率が1993年をピークに低下するなど、大きな成果をあげた。この成功は「デンマークモデル」と呼ばれ、世界的にも注目を浴びている。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(1) 失業保険

a 制度の概要

失業保険法に基づき、政府の認可を受けた労働者又は自営業者が設立する民間団体である失業保険基金によって運営されている。強制保険ではなく任意保険となっているが、労働力人口の約8割が加入している。

b 根拠法令

失業保険法である。

c 管理運営主体

管理運営主体は、労働者又は自営業者の団体である失業保険基金である。基金は1万人以上の被保険者を集めた場合に国の認可によって設立することができる。なお、2003年1月時点で、34の失業保険基金が存在し、被保険者総数は約240万人、デンマークの労働力人口の76%にあたる（後述給付実績等参照）。失業保険基金は、もともと産業別労働組合の共済事業を行うために設立された民間の基金を公的なものとしたという経緯があり、産業別又は職域別に設立されるものとされていた（この規制は2002年に基金間の競争を促進するため廃止された。詳細は3（2）参照）。このため、各基金は特定の労働組合（単数又は複数）の組合員の全加入者数に占める割合が高くなっているが、労働組合員であることが加入の要件とされているわけではない。例えば、デンマーク修士資格者失業保険基金（大学の研究者、高校教員等を対象とする失業保険基金）においては、2003年1月現在約4万人の被保険者がいるが、そのうちデンマーク修士資格者労働組合の組合員が約2万2,000人、高等学校教職員組合の組合員が約8,000人、労働組合不詳者が約1万人となっている。

d 財源

保険料及び国からの補助金であり、国庫補助が3/4を占める。保険料は、具体的には以下のとおりとなっている。

?被保険者（労働者及び自営業者）は、

(i) 失業基金の事務費に当てるための保険料で、基金により異なる保険料（月50クローネから250クローネ）、

(ii) 失業給付に当てるための保険料、

(iii) 早期退職手当の給付を受けることを希望する場合には、そのための保険料（任意加入）、

の総額を支払う。

?使用者については保険料の拠出はないが、企業に対して課税される3%の補足的付加価値税の一部が財源として当てられている。

?政府は、保険給付に要する費用が被保険者及び使用者の拠出を上回る場合に、拠出を超える費用について補助を行う。

具体的な保険料は、例えばデンマーク修士資格者失業保険基金では、2003年1月現在、事務費に当てるための保険料が104クローネ、失業給付に当てるための保険料が393クローネ、早期退職給付に当てるための保険料が363クローネとなっている。

e 制度の対象者

対象者は、

?被用者又は自営業者（経済的な活動をしていること）、及び

?18～63歳の者

である。

f 受給要件

受給要件は、失業保険基金に12ヵ月以上加入し、過去3年間に52週間以上就業していることである。また受給申請者は、公共職業安定所へ登録し、就労が可能で、就労を希望していることが必要である。なお、自発的離職により失業した場合、非行により解雇され失業した場合、適切な職業紹介を拒否した場合等には支給されない。

g 給付内容

給付水準については、失業の直前12週間の週当たり賃金の平均額の90%が支給されるが、日額上限額は604クローネ、年額上限額は15万7,040クローネとなっている。

失業給付の期間については、支援期間（第1期）として、失業した日から1年間支払われる。これに続き就労促進期間（第2期）として、3年間の受給が可能である。したがって、失業給付の支給期間は最大で4年である。

h 給付実績等

失業保険の支給総額は、年間約400億クローネとなっている。また受給者数は、1999年に12万6,000人であった。なお、被保険者数（加入者数）は、1996年のデータであるが、表2-21のとおりとなっている。

表2-21 失業保険基金の被保険者数（1996年1月1日現在）

表 2-21 失業保険基金の被保険者数 (1996年1月1日現在)

(人)

失業保険基金	被保険者数
自営業者	199,857
学術	161,484
賃金労働者、公務員等	397,569
商業、聖職者	318,250
技術系賃金労働者等	192,002
建設業	82,082
鉄鋼業	118,762
准資格者	311,778
女性労働者	93,330
製造業	102,963
その他の失業保険基金	394,400
計	2,372,477

資料出所 デンマーク労働省

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(2) 公的扶助（現金援助金）

a 制度の概要

現金援助金は、失業、疾病、妊娠、出産、離婚、別居、配偶者の死亡等自らの状況の変化により、自ら又は家族の生活に必要な経費を得ることが困難となった者に対して支払われる給付金である。給付の目的は、一時的に生活費を得られなくなった者を支援することであり、自己の保有する資産及び自己の能力の活用並びに他施策、他制度による支援が優先され、各個人が有する能力に応じ最善の努力を行うべきであるとの保護における補足原理が貫かれている。

b 根拠法令

1998年に制定された積極的社会政策法（Lov om aktiv Socialpolitik）である。

c 管理運営主体

現金援助金の管理運営主体は市（kommune）である。

d 財源

国及び市の一般財源であり、それぞれが1/2ずつ支出する。

e 制度の対象者及び受給要件

対象者は、デンマークに居住又は在留している者である。また受給の要件は次のとおりである。

?失業、疾病、妊娠又は出産、離婚等、自己又はその家族に関して、自己の状況が実際に変化したこと

?自己又はその家族の生活を維持することができないこと

?他の方法では、生活の維持に必要なものを得ることができないこと

?市から就労に関する申出（求人の紹介、就職促進のための活性化プログラムへの参加、職業訓練への参加等の申出）を受けている場合には、合理的な理由なくこれを拒否していないこと

?資産を有していないこと（必要な居住水準維持のための資産並びに本人又は家族の教育及び職業のために必要な資産を有していても手当の受給を妨げるものではない）

f 給付内容

現金援助金の給付内容は、表2-22のとおりとなっており、年齢、扶養する子供の有無、親との同居の有無等により給付額が異なっている。なお、支給期間には制限はない。

表2-22 現金援助金の給付内容

年齢	扶養する子供の有無	居住形態	額
25歳未満	無	親と同居	月額 2,542 クローネ
		親と別居	月額 5,266 クローネ
25歳以上	有		標準で子供1人当たり月額 969 クローネを上記それぞれの額に加算
	無		月額 8,172 クローネ (失業給付の最高額の 60%に相当する額)
60歳以上	有		月額 1万 859 クローネ (失業給付の最高額の 80%に相当する額)
	無		月額 6,639 クローネ
	有		子供1人当たり月額 2,196 クローネを上記の額に加算

資料出所 コペンハーゲン市ホームページ "Service til dig"

g 給付実績等

現金援助金の給付実績は、1999年において11万5,000人となっている。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

3 現行制度に至る改革

(1) 現行制度に至る改革前の問題点

●構造的な失業者の増大と現金援助金への依存

デンマークの労働市場は1990年代初めまで、長期にわたり構造的な失業者が増大するという問題に悩まされていた。政府は、失業率の低下と雇用の拡大を目的として種々の対策を実施してきたが、失業率は上昇を続け、1992年に9.2%、1993年に10.2%と高い水準となった。また、複数の調査結果等から、現金援助金の受給者について、受給期間の長期化や、その多くがこの制度に「ぶら下がっている」(blive haengende。制度に依存して自立の努力を放棄してしまっている状態を指す)実態が明らかにされ、現金援助金制度においては、若年者をはじめとする受給者が就労や教育・訓練に励むインセンティブが十分に働いていなかったという認識が広がった。また、援助金を受給している夫婦の一方が職を得た場合、援助金の支給が行われなくなるために以前より世帯収入が減少するという矛盾が起こっていた。

●福祉施策と失業対策の連携の不足

従来、生活困難者に対する給付については、失業保険基金の被保険者であって一定の要件を満たす者に対して失業給付を、それ以外の者については現金援助金を支給するという二本建ての対応がなされてきた。現金援助金の受給者についても就労促進のための施策が講じられているが、運営主体は、失業給付については公共職業安定所、現金援助金については市と別々で、相互の連携は必ずしも十全とはいえなかった。給付を受けている者が早期に就労する等の形で受給を終了するという目標においては、どちらの制度も変わることはなく、このような連携の不徹底は、施策の効率を損なうものであるとの問題が認識されていた。

●高い国民負担

高福祉は高い国民負担という問題を伴う。特に、デンマークの社会保障給付の大部分は税財源によるため、国民の税負担は重く、所得税の税率は国税・地方税を合わせて約50%、付加価値税(我が国の消費税に相当)の税率は25%(表2-23)、国民負担率(対GDP比)は約74%(我が国は約37%)で、国民1人当たり年間約100万円を負担している計算になる。

多くの国民は、負担と給付が均衡していると考えており、デンマーク財務省が1998年に行った調査では、国民の70%が、現行の税率とサービス水準が均衡していると考えている。しかし、税負担が大きすぎるとの考えも近年強くなり、政策的にもこれ以上負担を大きくしないこととされている。

(参考) 表2-23 各国の付加価値税の税率 (2003年1月現在)

(参考) 表2-23 各国の付加価値税の税率 (2003年1月現在)

国	付加価値税率
アメリカ	州、郡及び市により異なる (例えば、ニューヨーク市は8.25%)
イギリス	17.5%
ドイツ	15.0%
フランス	19.5%
スウェーデン	25.0%
デンマーク	25.0%
日本	5.0% (消費税)

資料出所 財務省ホームページ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

3 現行制度に至る改革

(2) 失業保険、公的扶助制度等の改革

●背景

このような課題や問題点に対処するため、デンマークでは1990年代初めから、失業給付及び現金援助金受給者の就労促進措置が講じられることとなった。デンマークにおいては従前より労働政策、社会福祉政策の分野において数多くの改革が行われてきているところであるが、特に1990年以降、就労促進のための積極的労働市場政策の推進など種々の政策が行われてきた。この中でも特に成功したとされているのが、1994年から開始された改革であり、これを契機に失業率が大幅に低下し、「デンマークモデル」と賞賛されている。

●改革の内容

a 失業保険制度の改革（受給期間の短縮、就労促進施策の推進）

1994年、失業保険制度の改革が開始された。この改革は3つの段階に分けて行われたもので、最終的に、

?失業給付の期間を従前の最長7年から4年に短縮し、失業給付を1年を超えて受給する者については、2年目から職業訓練の受講又は就労促進措置への参加を義務づける、

?きめ細かな施策を行えるようにするため、地方機関に就労促進政策に関する政策立案の権限を委譲する、

というものであった。

失業保険制度の改革の内容

1 第1段階（1994年）

(1) 弱い立場にある者の早期就労促進措置

弱い立場にある者（失業期間が12ヵ月未満の者で、就労促進措置を行わないと12ヵ月以上失業が継続する長期失業者になると公共職業安定所が判断する者）の自信の構築及び動機付け等を目的として、

?使用者による職業訓練の提供（6ヵ月間使用者に対し助成金を支給する）、

?長期失業者に対する公共分野での雇用の提供

を行う。

(2) 失業者に対する個別行動計画の策定

失業者及び公共職業安定所が、就職を目的として個々の失業者に応じた個別行動計画を策定する。

(3) 積極的労働市場政策の分権化

中央政府は枠組を設定し、地方組織（労使代表、県及び市、公共職業安定所長からなる地域組織）がその

地域のニーズに応じた労働市場政策を策定するという積極的労働市場政策の政策立案の分権化を促進する。

(4) 教育等のための有給休暇の拡充

公教育や訓練を完全には受けておらず、6ヵ月以上失業している25歳未満の者は、最低18ヵ月間教育・訓練に参加しなければならないこととする。

2 第2段階（1995年～1996年）

(1) 失業給付期間の短縮

失業給付の最高支給期間をこれまでの7年から5年へ短縮する。

(2) 失業給付受給要件の厳格化

失業者が一旦助成金付きでない職場に就職し、それ以降失業した場合の失業給付の受給要件は、従前の2倍の期間（失業前に52週間以上）の就労とする。

(3) 長期失業者の就労促進措置への強制参加

支援期間（給付開始から2年間）において、地方組織が個別行動計画を策定し、これに基づき教育・訓練及び臨時雇用に参加する者は失業給付を受けることができる。就労促進期間（給付開始後3年目以降）においては、就労促進措置に係る行政側からの提案を受け入れなければならない。この際、助成金なし就職、教育・訓練参加者には失業給付額に相当する収入が保障される。また、教育・訓練、臨時雇用参加者は失業給付を受給することができる。

5年間就職できなかった場合、地方における就労促進措置に基づき、上の地方組織が就労促進の方策を失業者に提供する責任を負う。

(4) 若年失業者対策

若年失業者については、6ヵ月以上失業した場合、就労促進措置（資格取得又は教育）へ参加しなければならない。内容は、18ヵ月以上の訓練であり、期間中の失業給付が半減される。

(5) 有給休暇制度の改革

育児休暇、訓練休暇、長期休暇（労働者が自由に使ってよい長期の休暇）期間について、賃金の一定率の給付を保障する。

3 第3段階（1997年～1999年）

(1) 失業給付期間の短縮

失業給付の最高支給期間をこれまでの5年から4年へ短縮する。

(2) 失業給付受給要件の厳格化

失業前に26週間以上就労していたという受給要件を、失業前直近の3年間に52週間以上就労していたこととする。

(3) 就労促進措置の改革

支援期間を従来の2年間から1年間へ短縮し、一定期間以上（22歳以下の者は6ヵ月以上、その他の者は1年以上）失業している失業手当の受給者に対し、就労促進措置への参加を義務づけることとする。さらに、民間の使用者に対し就労促進措置への参加を奨励するため、就労促進措置の改革に関する議論を行う公労使の三者フォーラムを設置する。

(4) 就労可能な50～54歳の失業者対策の強化

就労可能な50～54歳の失業者対策を強化する。

(5) 早期退職制度の改革

60～62歳の早期退職者の早期退職年金額の減額等を行う。

b 現金援助金制度の改革

aの改革と併せ、1994年、現金援助金制度の改革が行われた。この改革により、市は、ただ単に現金援助金を支給するだけでなく、就労促進対策、職業紹介、職業相談、教育訓練等の事業を行い、受給者の雇用機会の創出のための積極的な支援を行うことが義務づけられる。

なお、行政能力の高い市においては、当改革に前後して、相当に充実した就労促進制度が整備され、現金援助金受給者の就労促進が図られている。例えば、コペンハーゲン市に、以下のような就労促進のための組織があり、包括的な就労促進のための措置を講じている（図2-27）。

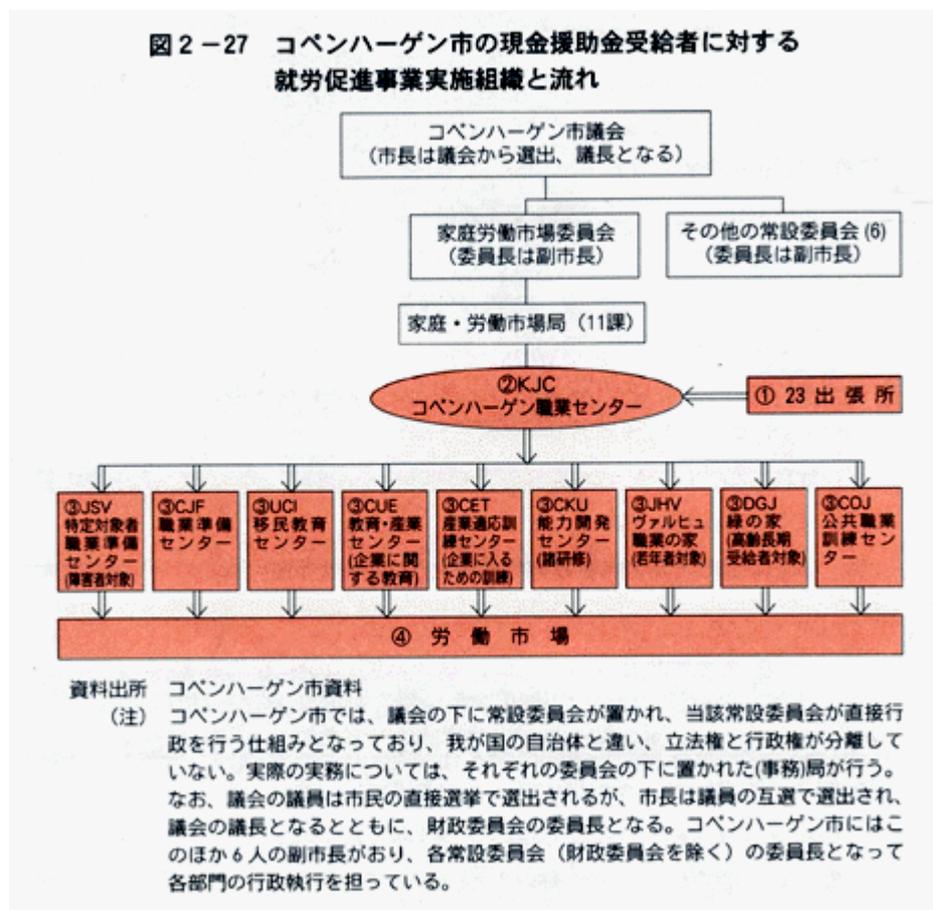
現金援助金申請者は、

?まず、市内23ヶ所にある出張所に行き、現金援助金の支給申請を行う。

?支給が決定した場合、就労が可能と考えられる全ての者がコペンハーゲン職業センターで審査を受ける。即日、状況に応じ、産業適応訓練センター等9つある就労促進施設（全て市の機関）いずれかの活動に参加することが義務づけられ、これに従わない場合は現金援助金の支給が停止される。

?受給者は、就労促進施設での活動を通じ、職業能力を身につけ、労働市場へ参入する。

図2-27 コペンハーゲン市の現金援助金受給者に対する就労促進事業実施組織と流れ



c 社会福祉改革

1998年に行われた社会福祉改革は、

- ?個人は可能な限り共同体に寄与すべきであるとの観点から、権利と義務を明確化する、
- ?自助に対する支援を重点化する、
- ?自己責任に重点を置きつつ社会の共同責任にも留意する、
- ?公的機関は明確な責任を有するが、公的機関以外の者も責任を負うことではじめて問題は解決される、

との考えに基づいて実施された。

具体的には、

- ?福祉制度をその内容に応じて3つに分類整理する（注3）、
- ?現金援助金受給者に対する就労促進措置を強化する、
- ?福祉行政組織を再編する、
- ?福祉分野における不服申立制度を簡素化する、

といった内容である。

このうち、?の現金援助金については、次のような改革が行われた。

- ?就労促進措置への参加を受給の要件とする
- ?30歳未満の若年者については、受給開始から3ヵ月以内、30歳以上の者については12ヵ月以内に就労促進措置への参加を義務づける
- ?就労促進措置の内容を具体化し、就労支援施策の充実を図る

この改革において、社会福祉全般にわたる基本法とされてきた社会支援法が廃止され、その内容は、社会サービス法（Lov om Social Service）、積極的社会政策法、社会行政分野における権利め保障及び行政管理に関する法律（Lov om retssikkerhed og administration pa det sociale område）並びに社会年金法（Lov om social pension）に引き継がれることとなった。

d 現金援助金受給者に対する積極的労働市場政策の強化

2001年1月1日から、現金援助金受給者に対する就労促進措置の強化を図るための改革が行われた。この結果、各市は、現金援助金受給者の協力を得た上で、文書で受給者の将来の行動計画を作成することが義務づけられることとなった。これにより、

- ?30歳以下の現金援助金受給者については、受給開始後13週間以内に、
- ?30歳を超える現金援助金受給者については、受給開始後12ヶ月以内

に就労促進のための行動計画を作成することとなった。

e 失業保険基金の職域独占制度の廃止

従来同じ産業又は職域の者を被保険者とする失業保険基金の設立のみが認められてきたが、2002年にこの規制が廃止され、いずれの基金も、産業・職域に関係なく全ての就労者を被保険者とすることができるようになった。これは、基金間の競争を促すことを意図したものである。例えば、現在、事務費相当分の保険料は基金ごとに異なっているが、就労者が産業・職域に関係なくどの基金にも加入できるようにすることで、事務の効率化が促されるなどのメリットがある。この点については、基金の担当者も、「これからは基金も企業経営と同様になり、基金間の競争も生ずる。今後は、被保険者は顧客であるとの意識をもって今まで以上にサービスの質を向上させていかなければならない」と話しており、基金の職員の意識も変わりつつあるようである。

この改革後に、実際に職域に関係なく被保険者になることができるように運営を改めた失業保険基金は、2003年1月現在で6基金ある。基金によっては、百貨店的な運営をすることで、被保険者に対する相談業務などのサービスの質がかえって低下するおそれがあるとして、従来どおり被保険者たりうる職域を制限しているものもある。

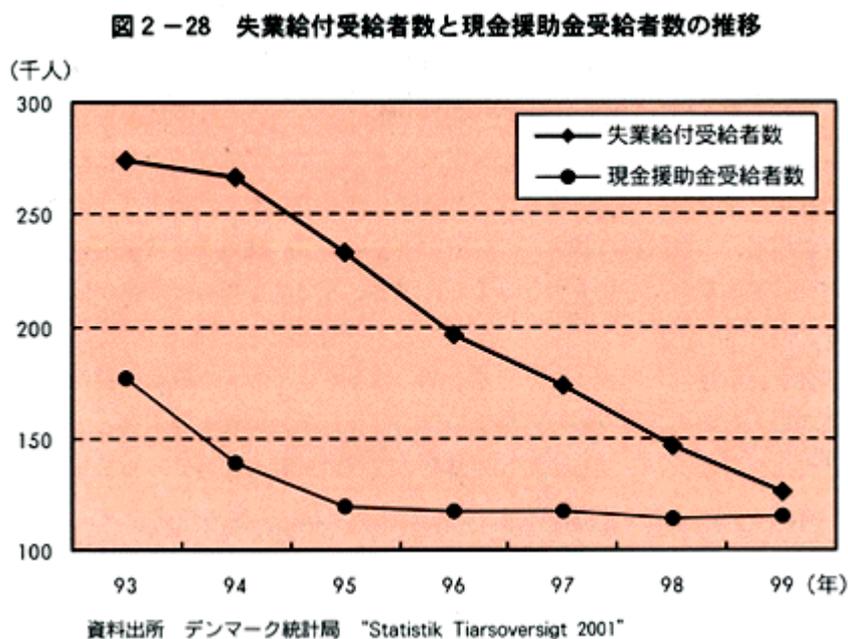
●改革の成果と問題点

a 成果

1994年から開始された失業保険制度の改革をはじめとする労働市場改革によって、失業率は低下した。1993年において10.2%であった失業率は、その後減少を続け、2000年には4.8%にまで低下し、むしろ人手不足が懸念されるようになった（図2-2参照）。また、失業給付の受給者数及び現金援助金受給者数も、1994年以降減少している（図2-28）。なお、現金援助金の受給者数の減少が1996年以降鈍化しているのは、1994年改革当初の段階で現金援助金に頼らなくても生活できる者が受給対象から集中的に外れ、それ以降は、麻薬中毒患者等どうしても現金援助金が必要な者の割合が高まったからと考えられる。

これらの点を総合すれば、経済の好調を背景にしながら、デンマークの改革は一応の成功を収めたと考えられる。

図2-28 失業給付受給者数と現金援助金受給者数の推移



b 問題点

失業保険及び現金援助金に関するコペンハーゲン市担当者からの聞き取り調査では、国の画一的な

現金援助金受給者に対する就労促進措置について以下のような懸念が表明された。

第1に、麻薬・アルコール中毒者、低学力者、基本的な生活習慣のできていない者等に対する就労促進の問題がある。すなわち、度重なる改革で、現金援助金受給者の就労促進措置はますます強化される方向にあるが、これらの者は、求職活動の前に、麻薬・アルコール中毒からの脱却、読み書き能力の向上、約束の時間を厳守する習慣を身につけさせる等なすべきことがあって、就労を前提として国が画一的に定めた枠組に縛られた対応のみでうまく統合していけるのかどうか、という懸念がある。

第2に、既に独自の充実した就労促進制度を実施した一部の市では、新たに算定された国の就労促進措置の指針に従うことが義務づけられることによって、かえって施策が後退してしまうといった、従来の事業枠組との整合性という問題も生じている。例えば、先に見たように、コペンハーゲン市においては、現金援助金受給者は、受給決定と同時にいずれかの就労促進措置に参加することが義務づけられている。一方、2001年の現金援助金制度の改革では、

?30歳以下の現金援助金受給者については、受給開始後13週間以内に、

?30歳を超える現金援助金受給者については、受給開始後12ヶ月以内

に就職促進のための行動計画を作成しなければならないこととされた。コペンハーゲン市の基準からすれば、国の就労促進の基準は後退したものになり、受給者の就労促進措置への参加意欲の減退が懸念される。

第2部 各国の失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策

第6章 デンマーク

4 今後のあり方

デンマークの就労促進のための労働市場・福祉改革は、好調な経済を背景に、概ね成功しているとみられる。ただ同国は、常に新たな政策を展開して将来に備えており、現状で改革が一段落したとは必ずしも考えてはいない。

2001年には総選挙が行われ、2期8年続いた社会民主党を中核とする連立政権から、保守党及び自由党による連立政権へと政権が交代し、この面からも今後の政策の動向が注目される。

2002年10月7日には、デンマーク国会において、現右派政権初の左派・右派の枠を超えた社会保障・労働市場改革に関する与野党合意が行われ、「より多くの人々を労働市場に向かわせる」ための就労促進措置について合意に達した。政府は、この施策により2010年までに労働者を8万7,000人増やすことを目標としている。具体的には次のような施策が講じられることとなっている。

社会保障・労働市場改革に関する与野党合意の主な内容（2002年10月）

1 就労促進措置の統合

現行の現金援助金受給者に対し市が行う就労促進措置と、失業給付受給者に対する公共職業安定所が行う就労促進措置の区別を廃止し、将来的に、個人の需要に合わせた措置を実施するものとする。また、失業期間中は、失業給付の受給者が現金援助金の受給者であるかを問わず、最低3ヶ月に1度は行政担当者との面接を受けるものとする。

2 就労促進措置の強化

就労促進措置は、当該措置によって特定の就労に結びつく場合にのみ行われるものとする。全ての失業者は、現金援助金又は失業給付の受給開始後6ヶ月以内に就労促進措置が図られなければならない。

3 職業紹介への民間企業の協力

公共職業安定所が行う職業紹介に民間企業が協力することを可能とし、これら企業は実績に応じた支払いを受ける。

4 教育・訓練への参加

若年者の場合は失業後最初の6ヶ月間の間に6週間、その他の者は失業後最初の12ヶ月間の間に6週間、（就労促進のための）行動計画の一部として、教育又は職業訓練の提供を受けなければならないものとする。

5 失業保険制度の改革

失業保険制度における支援期間と就労促進期間の区別を廃止し、4年間の受給期間のみとする。

6 現金援助金の支給水準の引下げ

失業給付の60%から80%の水準となっている現金援助金の支給水準を引下げ、現金援助金を受給するよりも就労した方が所得が高くなるようにするための措置を講ずる。ただし、家族のある者が受給する現金援助金の支給水準の引下げ幅は、月額2,500クローネを上限とする。

7 インターネット上への「職業銀行」の設立

インターネット上に「職業銀行」を設立し、失業者はその履歴書を同銀行に登録しなければならないものとする。ことによって、失業者の労働市場への復帰の迅速化を図るものとする。

8 租税負担の軽減

長期的に、労働に対する課税を軽減するものとする。

この他、数年以内に、失業者の就労促進のための制度をさらに見直すことを検討しているという。また、失業率については、当面4.0~4.5%の間に抑えることが政府の目標とされている。

この場合であっても、デンマークの雇用及び福祉政策は、今後も基本的には高い福祉水準を維持しつつ、就労の促進を図っていくという方針に変更はないと考えられる。特に、真に就労困難な者の取扱いは大きな問題であり、こうした者に対する保護のあり方を慎重に検討しながら見直しが進められることになろう（例えば、先に述べた2002年の改革合意でも、家族のある者が受給する現金援助金の支給水準の引下げ幅は、月額2,500クローネを上限とするとの項目が盛り込まれている）。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare